

おまつり広場を希望する皆様へ

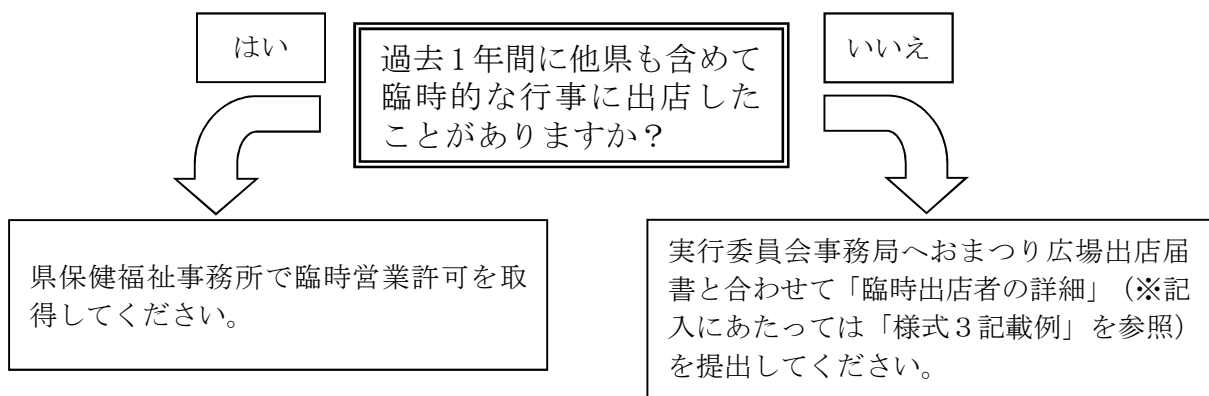
第 55 回記念伊勢原観光道灌まつり開催にあたり、お祭り広場を希望する方につきましては、次の注意事項をご確認の上、所定の手続きをお取りください。

1 おまつり広場出店届出について

「おまつり広場出店届出書」を令和 4 年 8 月 3 日(水)までに道灌まつり実行委員会事務局に提出してください。

- (1) 出店料は 30,000 円 (2 日間の出店料、テント設営費、電源使用料※使用料に制限があります。)
- (2) 1 区画 (4 m 四方 1.5 間×2 間テントスペース)。持ち込みテント不可。
- (3) 「出店日時」は、次の出店可能な時間内で記入してください。
10 月 1 日 (土) ……12 時 00 分から 17 時 00 分まで
10 月 2 日 (日) ……10 時 00 分から 17 時 00 分まで
※両日も、17 時 00 分から 17 時 30 分までは清掃時間となります。
17 時 00 分までに必ず営業を終了して片付けを行ってください。
- (4) 「飲食店営業許可の有無」は、「有」の場合には必ず、業種と免許等名称をご記入ください。
- (5) 定員の 9 区画を超える申込みがあった場合は、事務局にて抽選を行い、当落については申込書の連絡先にご連絡をいたします。なおエリア内での出店場所は選べません。
- (6) 今年度から、出店頻度や取扱う品物によって必要となる手続きが異なります。
下図を参考に、必要な手続き方法を確認した上で、書類を提出してください。
※道灌まつり以外に過去 1 年間に他県を含めて臨時的な行事に出店したことがある方は、新たに「臨時営業許可」の取得が必要となります。県のホームページをご確認の上、「臨時営業許可」を取得後に道灌まつりの露天出店手続きを行ってください。
※取り扱える品物や施設基準について、例年とは変更点がある場合があります。露天出店を検討している方は、手続きを行う前に該当する県ホームページを必ずご一読ください。

【出店にあたる手続きの判断基準】



【参考：関連する県ホームページ】

- ・道灌まつり以外にも露天出店を行っている方 → 県ホームページ「臨時営業について」
- ・道灌まつりにのみ露天出店を検討している方 → 県ホームページ「臨時出店・模擬店等について」



- ・露天出店にあたる施設基準 → 県ホームページ「臨時営業の施設基準について」



2 美化協力金

ポイ捨て防止や環境美化に努めるため、歩行者天国内にごみ箱を設置します。

設置に伴い、ごみ収集及び処理経費が必要となるため、**「美化協力金」として飲食物を取り扱う露天店舗1件当たり3,000円を徴収いたします。**

3 飲食物の販売について【重要】

道灌まつり実行委員会が開催する**食品衛生講習会【9月16日（金）午後3時 シティプラザ1階ふれあいホール（予定）】を必ず受講してください。**

詳細については、出店者に対して別途通知いたします。

5 その他

- ・伊勢原観光道灌まつり特設サイトに、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る注意事項が掲載されておりますので、ご確認ください。
- ・伊勢原観光道灌まつり特設サイト「新型コロナウイルス感染症防止対策について」



事務局：伊勢原観光道灌まつり実行委員会事務局
伊勢原市役所商工観光課内
☎ 0463-94-4732・4729